

六 この表において、「地中海海域」とは、別表第二の二備考第七号に規定する地中海海域をいう。

七 この表において、「拡大カリブ海域」とは、別表第二の二備考第八号に規定する拡大カリブ海域をいう。

八 この表において、「海洋施設等周辺海域」とは、別表第二の二備考第二号に規定する海洋施設等周辺海域をいう。

九 この表において、「乙海域」とは、別表第二の二備考第九号に規定する乙海域をいう。

(排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部改正)

第二条 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令(平成八年政令第二百号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項を削り、同条第二項中「前項に掲げる」を削り、「令」を、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。)」に改め、同項の表を次のように改める。

廃棄物	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 令別表第二第二号 上欄に掲げる廃棄物	全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域のうち令別表第二の二に規定する海洋施設等周辺海域(以下単に「海洋施設等周辺海域」という。)以外の海域	当該船舶の航行中に排出すること。
二 令別表第二第三号 上欄に掲げる廃棄物	全ての国の領海の基線からその外側百海里以遠の海域のうち海洋施設等周辺海域以外の海域	イ できる限り速やかに海底に沈降するよう必要な措置を講じて排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。
三 令別表第二第四号 上欄に掲げる廃棄物	排出海域は、限定しない。	排出方法は、限定しない。
四 令別表第二第六号 上欄に掲げる廃棄物	全ての海域のうち海洋施設等周辺海域以外の海域	当該船舶の航行中に排出すること。
五 令別表第二第七号 上欄に掲げる廃棄物	全ての海域のうち海洋施設等周辺海域以外の海域	排出方法は、限定しない。
六 令別表第二第八号 上欄に掲げる廃棄物	排出海域は、限定しない。	排出方法は、限定しない。

第三条第二項を同条とする。

(国土交通省組織令の一部改正)

第三条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第七号、第四百九十九条第六号及び第五百十条第三号中、「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を、「揮発性物質放出防止措置手引書、二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標」に改める。

(標準的な官職を定める政令の一部改正)

第四条 標準的な官職を定める政令(平成二十一年政令第三十号)の一部を次のように改正する。

本則の表二十五の項中、「原動機取扱手引書の承認」の下に、「二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認」を加える。

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十五年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

総務大臣 樽床 伸二
国土交通大臣 羽田雄一郎
環境大臣 長浜 博行
内閣総理大臣 野田 佳彦

御名 御璽

平成二十四年十二月十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百九十八号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成十三年政令第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「起算して十五年」を、「平成三十九年三月三十一日まで」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

環境大臣 長浜 博行
内閣総理大臣 野田 佳彦



○内閣府令第七十六号

内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号)第三十八条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年十二月十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則(平成十三年内閣府令第四号)の一部を次のように改正する。

第八十六条第三号及び第九十条第一項第二号中「原動機取扱手引書の承認」の下に、「二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認」を加える。

附則

この府令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第八十九号)の施行の日(平成二十五年一月一日)から施行する。